

公共施設における分煙化実態調査(平成18年11月)の概要

平成18年12月22日

福島県保健福祉部健康増進グループ

1 調査の目的

分煙対策推進のため現状を把握する。

*「空間分煙」の定義

喫煙場所を設定し、それ以外の空間においては、たばこの煙に「全く」さらされない配慮がされた分煙方法です。

単に空間を区切っただけで、煙が非喫煙場所にも流れている状況がある場合は、「空間分煙」に該当しません。(平成15年11月調査からこの定義を用いています。)

2 調査対象

市町村及び県関係機関

3 調査時点・方法

平成18年11月1日 現在の状況についてアンケート調査を実施した。

4 調査結果の概要

- (1) 市役所・役場庁舎(本庁舎)で空間分煙を達成している市町村は、61市町村のうち41市町村で、空間分煙率は・67.2%となり、4.9ポイント(総数で3)増加した。

なお、庁舎内終日全面禁煙となった市町村は総数で17市町村となり、3市町村増加した。

空間分煙率	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
市町村・役場庁舎(本庁舎)	67.2%	62.3%	62.5%	61.4%	54.4%

- (2) 市町村保健センターの空間分煙率は、95.2%にとり、前回と比べ3.3ポイント増加した。

空間分煙率	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
市町村保健センター庁舎	95.2%	91.9%	84.7%	84.7%	80.7%

- (3) 市町村立小学校・中学校の空間分煙率は、平成17年11月の調査で100%となっている。

なお、敷地内全面禁煙は、小学校(分校を除く)で全530校のうち409校・77.2%(前回406校・76.6%)となり、中学校では全240校のうち180校・75.0%(前回178校・74.2%)となった。

空間分煙率	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
市町村立小学校(分校除く)	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	92.6%
※参考・敷地内禁煙	77.2%	76.6%	68.5%	61.2%	21.2%
市町村立中学校	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%	92.9%
※参考・敷地内禁煙	75.0%	74.2%	65.4%	61.3%	11.1%

- (4) 市町村立体育館(スポーツセンター等含む)の空間分煙率は、78.4%にとり、前回と比べ8.4ポイント増加した。

空間分煙率	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
体育館等	78.4%	70.0%	57.7%	54.7%	50.8%

(5) 県立学校(高等学校及び盲・聾・養護学校・分校含む)では、平成17年4月1日から敷地内全面禁煙が実施されている。

空間分煙率	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
県立学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.2%

(6) 県の庁舎(本庁及び各合同庁舎)については、本庁の本庁舎及び西庁舎で平成18年1月に空間分煙が実施され、東分庁舎を含めて分煙化が達成された。また、残りの11の合同庁舎のうち8の合同庁舎では空間分煙が実施されているが、3合同庁舎にはまだ分煙の行われていない施設(建物)がある。

県の教育機関の施設においては、以前から空間分煙が既に達成されており、高等学校等県立の学校では、敷地内全面禁煙が実施されている。市町村立の小中学校でも、平成17年11月の調査で空間分煙は達成されていたが、敷地内全面禁煙とされた学校がわずかながら増えており、禁煙対策の取り組みは進んでいる。

保健センターでは、分煙率が95.2%に達したが、県民の健康づくりの拠点であり、さらなる空間分煙そして庁舎内全面禁煙への積極的な取り組みが求められる。

これに対し、市町村立の庁舎は、空間分煙率はいまだ67.2%にとどまっている。また、体育館については、78.4%まで増加しているが未だ不十分であり、さらに分煙対策の推進が必要である。